Copyright 2011 butler-m.co.jp All Rights Reserved.

難易度C

平成 23 年 5 月実施過去問（学科）
２．リスク管理

平成23年5月学科　問題40

契約者（＝保険料負担者）が法人，被保険者が全役員・従業員，死亡保険金受取人が被保険者の遺族，満期保険金受取人が法人である養老保険では，支払保険料の
（　　）を損金に算入できる。
1）３分の１の額　　2）２分の１の額　　3）全額

解答：２

解説
法人契約（法人税）のケースであり、これは難問です。
まず、「損金」とは、法人の所得計算上控除する金額のことで、ここでは必要経費と考えて差し支えありません。今年法人が支払った保険料が経費扱いにあるか否かを判断します。

保険金の受取人が誰かにより、保険料の税務が異なります。
＜ケース１＞

受取人		税務処理
死亡保険金	満期保険金	
法人		保険料は資産として計上し、 損金に計上できない。

＜ケース２＞

受取人		税務処理
死亡保険金	満期保険金	
被保険者の遺族	法人	保険料の1／2は損金に計上 残りの1／2は資産に計上する。

本問はケース２に該当しますので、支払った保険料の２分の１の額を損金に算入できます。

Copyright 2011 butler-m.co.jp All Rights Reserved.

３．金融資産運用

平成23年5月学科　問題44

「個人向け国債・（ ① ）３年」の利率（年率）は，基準金利から（ ② ）を差し引いて算出される。ただし，利率がマイナス，あるいはゼロとなることがないよう，所定の最低利率が保証されている。

1）① 変動　② 0.80％
2）① 変動　② 0.05％
3）① 固定　② 0.03％

解答：３

解説

①個人向け国債10年ものは変動金利ですが、5年と3年は固定金利です。
②これは難問です。利率（年率）は，「基準金利－0.03％」により算出します。ただし、0.05％の下限金利が設定されています。
②は難問ですが、①が固定金利であることが判断できれば正解肢にたどり着けます。
『FP技能士３級 合格教本』151ページ「個人向け国債」表参照

Copyright 2011 butler-m.co.jp All Rights Reserved.

５．不動産

平成23年5月学科　問題52

不動産投資の採算性（収益性）の評価において用いられる（　）は，不動産投資から得られる純収益（キャッシュフロー）の現在価値の総和が，投資額と等しくなる場合の割引率のことである。 1）直接還元率　　2）減価償却率　　3）内部収益率

解答：３

解説

正解は、内部収益率ですが、あまりにも難しいので消去法で解答しましょう。

まず、直接還元法ですが、『FP技能士３級 合格教本』285ページ「参考」をご覧ください。1年あたりの純収益（＝収入－経費）を還元利回りで還元（割戻）して不動産価格を算出する方法です。

減価償却率は、減価償却資産の1年あたりの減価償却費を算出するのに使用するもので、税務の計算上必要になります。

したがって、内部収益率が正解となります。

Copyright 2011 butler-m.co.jp All Rights Reserved.

６．相続・事業承継

平成23年5月学科　問題58

平成22年12月15日（水）に死亡した被相続人Ａさんが所有していた上場株式（Ｂ社株式）の１株当たりの相続税評価額は，（　　）である。

Ｂ社株式	１株当たりの価額
平成22年10月の毎日の最終価格の月平均額	565円
平成22年11月の毎日の最終価格の月平均額	561円
平成22年12月の毎日の最終価格の月平均額	554円
平成22年12月15日の最終価格	547円

1）547円　　2）554円　　3）560円

解答：１

解説

４つの価額のうち、最も低い価額で評価することができます。

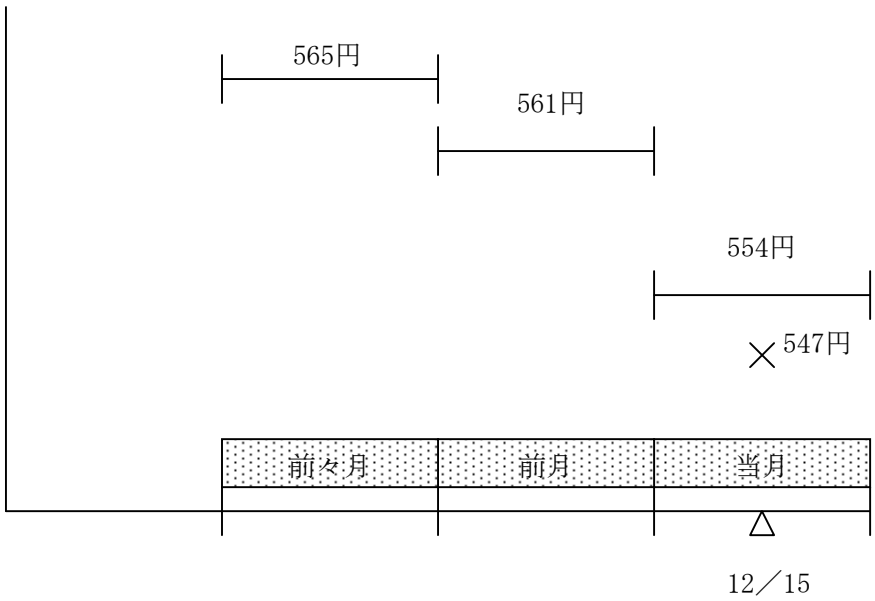

『FP技能士３級 合格教本』354ページ「2 上場株式」参照